

あったかふれあいセンター

～地域福祉政策課ホームページ掲載情報～
【平成24年6月1日現在】

センターの名称		三原村あったかふれあいセンター			
実施場所		村内14地区集会所			
実施日時		月1回～4回 午前10時～午後3時(半日午後1時15分～3時)			
		訪問機能:週2回			
対象者		高齢者・障害者・子ども 地域の誰もが利用できる			
実施内容 (週や日のスケジュール等を記載)		介護予防や健康づくり、趣味の活動、それぞれの地域にあった内容を利用者の方と話し合いながら決め交流をする場としての機能			
実施機能の具体的内容	集い	○	高齢者・障害者を含め、地域の誰もが参加することができる機能		
	預かる				
	働く				
	送る	○	集い開催時の送迎		
	交わる	○	他地域や他団体との交流		
	学ぶ	○	交通安全・悪徳商法・災害等について		
	訪問	○	独居高齢者・高齢者世帯を含む村内全世帯対象		
	相談	○	支援を必要とする方やその家族、地域住民からの福祉サービスに関する相談生活する中での困りごと相談		
	つなぎ	○	各関係機関、専門職、地域との連携		
	生活支援	○	地域の生活課題やニーズの応じた生活支援サービスの仕組みづくりやサービスの提供、地域の支え合い仕組みづくり		
	泊り				
	移動手段の確保	○	集いへの送迎		
	配食				
利用料金・利用条件等		集い 昼食代実費:400円 生活支援 軽度な支援:1時間あたり 80円 [洗濯・掃除(お風呂掃除含む)・炊事・ゴミ出し(粗大ゴミ含む)・布団干し] 中度な支援:1時間あたり100円 [草刈りなどの宅外環境整備](作業範囲:自宅周りの生活圏内) 高度な支援:1時間あたり120円 [高い所などの剪定等](作業範囲:若干の危険を伴うと思われるもの) ☆対象者 ・独り暮らしの高齢者 ・高齢者夫婦世帯 ・高齢者と同居している家族が障害や病弱の世帯 ・その他、派遣することが適当と認められた者			
PR		地域の課題や生活ニーズに応じた新たな支え合いの仕組みづくりを進め、支援していくことを目的として1、集い 2、訪問・相談・つなぎ 3、生活支援 の事業を行っています。集い事業では今年度から月2回行う所も増え、全14地区で行えるようになり、月20回以上集いを開催しています。地区により体操メインの所や、創作活動をする所などさまざまですが、担当職員も増え、今まで以上にみんなで楽しくを基本に集いの日を楽しみにしていただければと思います。			
連絡先		事業所	三原村社会福祉協議会		
		住所	幡多郡三原村来栖野479-1		
		電話	0880-46-3003	FAX	0880-46-3012
		E-mail	m-shakyou@vill.mihara.kochi.jp		
写真					
上記について、市町村問い合わせ先		担当課室	三原村住民課		
		電話	0880-46-2404	FAX	0880-46-2829
		E-mail	juumin@vill.mihara.kochi.jp		